

スタートアップ・エコシステム強化事業委託業務仕様書

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行うスタートアップ・エコシステム強化事業委託業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

スタートアップ・エコシステム強化事業委託業務

2 業務趣旨

- (1) 全国の先行事例や有識者の知見を取り入れ、長野県の強みを深堀し、グローバルを見据えたスタートアップ支援の戦略策定支援をすることで、長野県スタートアップ・エコシステム強化を図る。
- (2) 全国のスタートアップや投資家との関係性構築に向けた長野県スタートアップ・エコシステムのPRを強化

3 委託期間

委託契約の締結日から令和8年3月31日とする。

4 委託業務の概要

2業務趣旨に基づき、県等と緊密に連携し、以下の業務を実施すること。

- (1) スタートアップ支援戦略の策定支援
 - ア 戦略策定支援（ヒアリング・先行事例調査・施策検討など）
 - イ 有識者会議の企画・運営
 - ウ 戦略案の中間とりまとめ・最終資料作成
- (2) 全国のスタートアップや投資家との関係性構築のためのPR
 - ア 都市の選定及び連携（優先順位含む）
 - イ PR広報資料作成、効果的な媒体での広報
 - ウ 全国都市でのPRイベントの企画・運営
 - エ 令和8年4月に開催予定の県内PRイベントの企画
- (3) 本事業の事務局機能（全体マネジメント）

5 委託業務の概要

- (1) スタートアップ支援戦略の策定支援

第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市拠点形成計画等を踏まえ、長野県が目指すべき姿・位置づけを整理し、下記を踏まえ、戦略策定支援をすること。

 - ・全国都市の先行事例を踏まえ、他地域と差別化を図る施策を立案支援すること
 - ・有識者の知見を取り入れ、グローバルを見据えた戦略的取組を立案支援すること

主な業務内容は下記のとおりであるが効果的な内容を企画提案書で提案し、県と協議しながら業務を進めること。

ア 戦略策定支援（市場・先進事例調査、施策検討、ヒアリングなど）

(ア) 国内外の先進事例・市場等の調査・分析

委託事業者の知見及び民間スタートアップデータベース等を用いて、国内外の先進事例及び県の注力領域（医療・ヘルスケア、フードテック、環境・エネルギー、次世代モビリティ、観光）での市場等を調査する。その上で、国内外での比較優位性を分析した資料を作成するものとする。

(イ) 長野県に適した施策の検討・提案

上記分析を踏まえ、他拠点都市と差別化できる施策（創出・成長・誘致・連携等）の事業スキーム及び予算規模を資料化し、県に提案する。提案後、内容及び予算規模については、県と協議の上、県が、決定するものとする。

(ウ) 県内市町村・企業等へのヒアリング・支援体制構築支援

上記提案内容と合わせて、必要な支援体制構築に向けて、県内市町村及び企業等へヒアリング、支援体制の構築を行う。

構築をする際は、「NAGANO スタートアップ・エコシステム推進協議会」の構成員加入の検討及び会議開催も併せて連携を検討するものとする。

イ 有識者会議の企画・運営、アドバイザーの実施

5（1）アで策定した戦略・施策等をグローバル展開や社会課題解決、産業イノベーションに知見をもつ有識者の会議の企画・運営、アドバイザーの機会を設定し、アドバイスに応じて資料の修正、施策立案支援を行う。

(ア) 有識者 6名程度

長野県と協議し、県内大学・企業及び県外の学識経験者などへ依頼し、アドバイザー・有識者会議を企画・運営する。有識者への謝金・旅費等の支払いは、委託事業者が行う。

(イ) 会議等の開催方式等 集合形式又はWeb開催も可とする。

有識者からの意見聴取の目的に応じて有識者全体の会議又はアドバイザーを状況に応じて設定する。（開催回数は有識者会議3回程度を想定）

(ウ) その他

県主催の会議などへ必要に応じて参画、有識者へ依頼し、進捗状況等を共有するものとする。

ウ 戦略案の中間とりまとめ・最終資料作成、スタートアップ支援体制の構築

上記策定支援・有識者会議を踏まえたスタートアップの創出・成長・誘致・連携等に関する重点施策案を策定する。

(ア) 中間とりまとめ

目指す姿を踏まえ施策の方向性及び体制に係る他地域の差別化内容を深掘り内容とし、11月下旬を目途にイの有識者の意見を踏まえ、取りまとめる。

※令和8年度当初予算案反映を図る

(イ) 最終資料

中間とりまとめを踏まえ、最終的な戦略案を作成する。また、戦略案策定前にヒアリングを実施した市町村及び県内企業等とのスタートアップ支援体制を構築する。

戦略策定に併せて PR 用のキャッチフレーズ及びロゴ等を検討し、県と協議の上、決定する。

(2) 全国のスタートアップや投資家との関係性構築のためのPR

ア 連携都市の選定（優先順位含む）

以下都市から上記戦略を踏まえ関係性構築に適した連携イベントの優先順位を設定する。

(ア) 対象都市

第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市 12 都市

北海道（札幌）、東北（仙台）、東京都、中京圏（愛知県等）、関西圏（大阪等）、広島県、北九州市、福岡市、北陸（石川県等）、瀬戸内（愛媛県等）、熊本県、沖縄県

イ PR 広報資料作成、効果的な媒体での広報

上記戦略を踏まえ PR 広報資料の作成及び下記イベント等の PR を図る効果的な媒体での実施

(イ) 広報資料・頒布物の作成

内容（想定）：長野県のスタートアップ支援施策、県内スタートアップ、誘致メリット

※効果的な発信のため、戦略策定で併せて作成したキャッチフレーズ及びロゴ等を活用

(イ) 効果的な媒体での PR

下記イベントの内容や、長野県のスタートアップ支援の内容について PR に適した広報媒体を設定し、取材記事などを掲載する。

想定媒体：経済・スタートアップ専門メディア、Web 記事等

ウ 全国都市での PR イベントの企画・運営

(ア) 開催場所・日程など

(2) アで策定した優先順位に基づき、効果的な実施となるよう企画する。

(イ) 内容（想定）

県の施策紹介、県内スタートアップ・企業によるピッチ・PR など

(イ) 参加者 投資家、起業家、支援機関、メディア等

(イ) その他

実施にあたっては、全国都市の行政及び企業と連携し、効果的な実施を検討すること

エ 令和8年4月開催予定の県内PRイベントの企画

(ア) 開催日 令和8年4月下旬

(イ) 場所 長野県内

(イ) 内容

・長野県にスタートアップ、VC, グローバル企業を呼び込むため、スタートアップ・実証等の展示、施策紹介、有識者講演、交流会などの実施

・実施に必要な交通手段及び申込サイト等の設置

・集客用のPRの実施 ※ウの全国イベントと連携、効果的に実施

(イ) 対象 国内外のスタートアップ及び、VC、企業、県内企業・スタートアップ

(イ) その他

・来年度同時期に開催する東京都の全国規模のイベントと連携を図ること。

・施策の実施にあたっては来年度予算の成立を前提とする。必要な経費についても県と協議すること。

・効果的な実施のため、県内企業・金融機関等の共催を検討すること

(3) 本事業の事務局機能（全体マネジメント）

以下の要件に沿って、事務局として本業務の推進・管理を行うこと。

ア 実施計画に基づく推進・管理：

提案内容をベースとして県と協議を行い、プロジェクトの目的、実施体制、管理方法、スケジュール等、全体計画を策定した上で、当該全体計画に基づいてプロジェクトの推進及び管理を実施すること。

イ 実施体制：

- (ア) 十分な業務実施体制を確保し、連絡窓口・責任者を明示した体制表を提出すること。
- (イ) プロジェクトマネージャーは契約締結から納品完了までの間、プロジェクトを管理、定期的に県に対し進捗状況を報告すること。加えて、県からの求めがある場合には、速やかに臨時的に報告すること。
- (ウ) 体制の変更の必要が生じた場合には、1か月前までに変更内容を記載した書面をもって報告し、事前に県の承認を得ること。

ウ 会議の開催・記録：

- (ア) 県との間で、進捗状況確認会議を週1回程度開催し、進捗状況の確認・成果の発表、進行上の課題への対応策の協議を行うこと。なお、同会議は必要に応じて追加開催すること。
- (イ) 進捗状況確認会議において発表された成果や進捗状況については、資料化し、当該企業・自治体などの承諾を得た上で共有すること。

エ 各種調整事務

県内企業・企業市町村に対する事業説明、ヒアリング及び評価分析など、本業務の遂行にあたり必要な作業が発生した場合に、県と協議の上、適宜対応すること。

6 業務スケジュール

現在想定しているおおよそのスケジュールは次表のとおりであるが、提案内容を踏まえた実現可能なスケジュールを企画提案書で提示すること。



7 業務再委託

- (1) 業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないこと。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務を第三者に再委託した場合は、再委託先に対して本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこと。

8 業務成果物

業務の成果物として業務報告書を製本一部及び電子データにより県へ提出すること。

9 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権（商標の確認を含む）侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として全て県に帰属し、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害を生じさせないこと。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の保護に十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 業務の成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならないこと。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 法令並びに県の条例、規則及び規程を遵守し、県が最適な成果を得られるよう誠実に業務を実施すること。
- (2) 業務の実施に当たり、県と十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (4) 仕様書に定めのない事項及び仕様書に関する疑義が生じた場合は、その都度、県と十分に協議を行うこと。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。